

TAC 弁理士講座

平成28年度

論文本試験解答解説会

解答・解説資料

—意匠法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

平成28年度 意匠法

■問題文

【問題Ⅰ】

甲は、全体形状が斬新な飲料用のPETボトル（容器）を創作した。この容器の胴部は、手で掴んだ際に変形しないよう工夫された特徴的な凹凸形状を備えている。甲は、凸部の配置が若干異なる別の容器も創作している。甲は、これら2種類の容器の製造販売を2年後に予定しており、それまでは非公開にしたいと考えている。甲より相談を受けた弁理士乙は、これらの容器について特許権による保護も可能であるが、意匠権による保護を提案することにした。

上記事例において、甲の創作対象が特許権と意匠権の双方で保護され得る理由を簡潔に述べよ。また、甲の創作対象は意匠法によりどのような態様で保護されるか、考えられる態様を列挙し、弁理士乙が甲に説明すべき各態様のメリットとデメリットを簡潔に述べよ。

【50点】

【問題Ⅱ】

意匠法の目的（意匠法第1条）を説明した上で、意匠法の目的との関係で、以下の点について論じなさい。

- (1) 意匠法第23条において意匠権の効力が登録意匠に「類似する意匠」に及ぶとされていることの趣旨
- (2) 意匠法第24条第2項において意匠の類否判断は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」と規定されていることの趣旨

【50点】

■意匠法について

問題Ⅰについて

事例に具体的なあてはめをしつつ、以下、

- (1) 特許法は「技術的思想」、意匠法は「美感の面」からアイデアを保護することを説明して下さい。
- (2) どのような態様で保護されるか、全体意匠、部分意匠 2 条 1 項かっこ書、関連意匠 (10 条)、秘密意匠 (14 条) について説明して下さい。

問題Ⅱについて

意匠法の法目的について青本の記載に基づいて言及してください。

- ・設問 (1) について

意匠は「物品の美的外観 (2 条 1 項)」であるため同一範囲に限ると十分に保されないことを説明して下さい。

- ・設問 (2) について

平成18年法改正により、意匠の類否判断を明確化するために規定した経緯を平成18年改正本の記載に基づいて言及して下さい。

■模範答案

【問題Ⅰ】
1. 甲の創作対象が特許権と意匠権の双方で保護され得る理由
特許権に係る発明が自然法則を利用した技術的思想の創作であり、特許法はその側面からの保護を目的としており、胴部が手で掴んだ際変形しないように工夫された特徴的凹凸形状は技術面において保護される。一方、意匠法は法2条1項の表現からも明らかなように美感の面からアイデアを把握し、これを保護しようとするものであり、保護の方法が異なるからであり（1条）、全体形状が斬新な飲料用PETボトルについて美感の面から保護される。
2. どのような態様で保護されるか
(1) 全体意匠
乙は、PETボトルの容器を全体意匠として保護すべき旨を説明する。
① メリット：意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する（23条）こととされているため、全体意匠の態様とすれば、PETボトル及びその類似範囲まで保護することができ（23条）、実際に取引され実施する状態で保護される。
② デメリット：独創的で特徴ある凹凸形状を取り入れつつPETボトルの意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣に対して権利行使（23条）できない。
(2) 部分意匠（意2条1項かっこ書）
乙はPETボトルの特徴的な凹凸形状について部分意匠として保護すべき旨を説明する。
① メリット：独創的で特徴ある凹凸形状をも保護することができ（同）、特徴

部分を取り入れつつP E Tボトルの意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣に対し
て権利行使（23条）できる。
② デメリット：（i）部分意匠の意匠に係る物品、（ii）「意匠登録を受けよう
とする部分」の用途及び機能、（iii）「意匠登録を受けようとする部分」の位置、
大きさ、範囲、（iv）「意匠登録を受けようとする部分」の形態に基づいて部分
意匠の4要件の類否判断を行う必要があるため、権利行使が困難とされている。
(3) 関連意匠（意10条1項）
乙は、P E Tボトルの凸部の配置が異なる別の容器について関連意匠として保護
すべき旨を説明する。
① メリット：一のデザイン・コンセプトから創作されたバリエーションの意匠
について、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行
使（23条）することができる（10条）。
② デメリット：本意匠とその関連意匠の意匠権については権利の重複部分が生
じることとなることから、関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠
権の設定の登録の日から20年をもって終了する（21条2項）。また、本意匠及
びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができず（22条1項）、関
連意匠の意匠権についての専用実施権設定も一定の場合に制限される（27条1
項ただし書）。存続期間満了以外の理由で本意匠が消滅した場合は、本意匠に
係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができず（22条2項）、専用
実施権の設定も制限される（27条3項）。

(4) 秘密意匠（意14条1項）
乙は、上記態様の出願について非公開にするため、秘密請求すべき旨を説明する（同）。
① メリット：美的観点からその目的を達成しようとするものであり、実施時期と公表時期の調整を図ることができる。
② デメリット：秘密請求された場合、意匠権者等は、差止請求権を行使するに際し、その意匠に関し法20条3項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告する必要がある（37条3項）。また、秘密請求された場合、意匠権等の侵害については、侵害の行為について過失の推定がなされない（40条ただし書）。
【問題Ⅱ】
1. 意匠権の目的
この法律の目的は意匠の保護及び利用を図って、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することである。すなわち、第一に、優れた意匠を商品に応用することによって需要が増加し、産業の興隆が実現される場合がある。第二に優れた意匠が同時に技術的に優れている場合もあり、技術の進歩ひいては産業の発達が意匠そのものによって直接に実現される場合がある。
2. 設問（1）の「類似する意匠」に及ぶとされていることの趣旨
法は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与すべく、意匠権（23条）を付与することにより意匠を保護する（1条）。しかし、意匠は、物品についての美的外観（2条1項）ゆえ、同一の範囲は狭く、また、わずかな変更を加えただけの模倣が

容易である。したがって、意匠の保護範囲を願書及び図面等で特定された意匠と同一範囲に限ると、意匠は十分に保護されない。
そこで、法は類似概念を導入し、類似範囲まで保護範囲を広げることにより、意匠の保護の実効を図らんとしている（3条1項3号、23条、24条2項）。
3. 設問（2）の「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」と規定される趣旨
新規性の判断においては、意匠登録出願に係る意匠が公知意匠と同一又は類似する意匠であるか否かが判断基準となり、先後願の判断においても、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったか否かが判断の基準となる。
また、意匠権の効力範囲は、業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に及ぶものと規定されており（23条本文）、意匠権の効力範囲の解釈においても、2つの意匠が類似しているか否かの判断が重要な役割を担うものとなっている。
最高裁判例において意匠の類似とは一般需要者から見た美感の類否であるとされているが、裁判例や実務の一部においては、意匠の類似についてデザイナー等の当業者の視点から評価を行うものもあり、最高裁判例とは異なる判断手法をとるものが混在していることにより意匠の類否判断が不明瞭なものとなっていると指摘されていた。
意匠の類否判断は、意匠制度の根幹に係る意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を司るものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられ、意匠の類否判断について明確化するために、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを規定した。 以上

